

人権問題当事者
対象

人権問題の解決に向けた学習会や、
啓発活動を行う地域グループに

活動経費を助成します！

共生する地域づくり事業

《 令和6年度に活動をするグループを募集中 》

募集〆切 令和6年5月8日(水)

例えばこんな活動に助成します！



学習会

インターネット人権問題について
障がい者と家族に生じる問題と悩み
手話での時事問題解説
絵手紙を作る識字学習 など

フィールドワーク

他市町村の人権グループとの交流会
人権に関する史跡の訪問
社会教育施設の見学 など

助成グループからはこんな声が届いています！

参加するたびに自分の学びになったと実感しています。

人権課題について広く訴え共有する
大切な機会になっています。

実際に現地に出向き、人と出会い、ものと触れ合う
ことは大変意義深い体験になっています。

情報が得られる交流会をみんな楽しみにしています！



情報の溢れる今こそ人権学習をしてみませんか？

詳しい内容は裏面へ！

1. 事業内容

(1) 事業目的

福岡市人権教育・啓発基本計画に基づく人権課題の当事者を中心として、地域における住民同士の交流や相互理解を図りながら、人権問題の解決に向けた学習や啓発活動を行う地域グループを支援し、人の多様性を認め合い、共生する地域づくりを推進することを目的としています。

(2) 対象グループ

募集の対象となるのは、次の①～③のすべてを満たすグループです。

- ① 「(1) 事業目的」に掲げる目的を達成するために活動を行っていること
- ② 原則として人権課題の当事者を中心とした10人以上の会員で構成されていること
- ③ 会員は市内に居住する者であり、かつ活動が主として市内で行われていること

(3) 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 対象事業

- ① 人権問題に関する学習会、社会参画に向けた学習会、学習の成果を発信する啓発活動
 - ② 福岡市及び福岡市が補助している団体などの補助制度の適用を受けていない事業
- ※活動は、年間を通して行ってください。

2. 助成限度額及び助成対象経費

(1) 助成対象経費

事業実施に必要な経費（講師謝礼、交通費、会場使用料など）

(2) 助成限度額

助成対象経費の5分の4以内で、30万円を限度とする額

※助成グループが多い場合は、助成額（上限30万円）が減額される場合があります。

3. 助成金交付申請

(1) 申請締切

令和6年5月8日（水）（必着）

(2) 申請方法

申請締切までに下記の必要書類を福岡市地域の教育力育成・支援協議会に提出してください。
くわしくは「共生する地域づくり事業のてびき（令和6年度）」をお読みください。

(3) 必要書類

- ① 助成金交付申請書（様式【共】第1号）
 - ② 事業計画書（様式【共】第2号 その1～その4）
 - ③ 地域グループの会則
 - ④ その他、福岡市地域の教育力育成・支援協議会が必要と指定する書類
- ※てびき及び必要書類の様式などの電子データは市のHPからダウンロードしてください。
（希望される方には紙の様式を送付します。）

○福岡市教育委員会トップページから

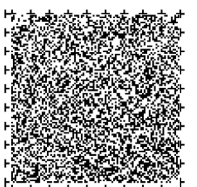
「生涯学習・人権教育」→「人権教育」→「共生する地域づくり事業」

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/jinkendowa/ed/02.html>

▼ホームページ



▼音声コード
Uni-Voice



福岡市地域の教育力育成・支援協議会

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号

（福岡市役所行政棟11階 教育委員会人権・同和教育課内）

☎ 711-4645 📠 733-5538 ✉ jinkendowa.BES@city.fukuoka.lg.jp